

事業番号	05 01 02	事業改善シート（令和元年度実施事業分）	当初要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	福祉医療費給付事業		部局	健康福祉部	課・室	健康福祉政策課
			実施期間	S46～	E-mail	kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp
総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン2.0)						
8つの重点目標	健康寿命、合計特殊出生率					
総合的に展開する重点政策	4-3 医療・介護提供体制の充実 5-4 若者のライフデザインの希望実現					

1 事業の概要

事業の現状・目指す姿 (予算編成時)	【現 状】 少子化が進む中、子ども・子育て支援として、乳幼児等の医療費助成を行い、経済的負担を軽減することが求められている。また、障がい者やひとり親家庭を経済的に支援するため、医療費を助成し、福祉の向上を図ることが必要となっている。
	【目指す姿】 乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。
	【実施内容】 福祉医療費給付事業補助金

指標及びその達成状況 [↗:改善、↘:悪化、→:変化なし]						事業 コスト	区分(単位:千円)	H30年度	R1年度		
No	成果指標	H29年度	H30年度	R1年度	目標値		達成状況	前年度繰越	0	0	
1								予算額	現計予算	4,389,740	4,246,459
2							合計(A)		4,389,740	4,246,459	
3							うち一般財源		4,389,740	4,246,459	
4								決算額(B)	4,321,222	4,239,868	
							職員数(人)	1	1		

成果指標設定理由	
達成状況の分析	市町村の福祉医療費給付事業に補助を行い、乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の経済的負担を軽減することができた。

主な取組	✓ 福祉医療費給付事業 ・市町村が行う乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子に対する医療費の自己負担分の助成に関する事業（福祉医療費給付事業）に要する経費に対する補助（補助率：県1/2以内） ・中学校卒業までの子どもの医療費の現物給付化により生じる国民健康保険国庫負担金等の減額調整額相当額の2分の1を県が負担							
	【補助対象者等】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 得 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児等 入院：中学校卒業、通院：小学校就学前</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>障がい者 ・身体1～3級（入通院）、知的A1～B1（入通院） ・精神1級（通院）、精神2級（自立支援医療の精神障害医療のみ） ・85歳以上国民年金法施行令該当（入通院）</td> <td>特別障害者手当準拠 (・身体3級、精神2級は所得非課税者、障がい、児は所得非課税)</td> </tr> <tr> <td>母子・父子家庭の親と子、父母のいない児童（入通院）</td> <td>児童扶養手当準拠</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所 得 制 限	乳幼児等 入院：中学校卒業、通院：小学校就学前	なし	障がい者 ・身体1～3級（入通院）、知的A1～B1（入通院） ・精神1級（通院）、精神2級（自立支援医療の精神障害医療のみ） ・85歳以上国民年金法施行令該当（入通院）	特別障害者手当準拠 (・身体3級、精神2級は所得非課税者、障がい、児は所得非課税)	母子・父子家庭の親と子、父母のいない児童（入通院）
区 分	所 得 制 限							
乳幼児等 入院：中学校卒業、通院：小学校就学前	なし							
障がい者 ・身体1～3級（入通院）、知的A1～B1（入通院） ・精神1級（通院）、精神2級（自立支援医療の精神障害医療のみ） ・85歳以上国民年金法施行令該当（入通院）	特別障害者手当準拠 (・身体3級、精神2級は所得非課税者、障がい、児は所得非課税)							
母子・父子家庭の親と子、父母のいない児童（入通院）	児童扶養手当準拠							

2 今後の事業の方向性

	課 題 等	今後の方向性
今後、事業をどのようにしていきたいか	少子化が進む中、子ども・子育て支援として、経済的負担を軽減することが必要とされている。また同様に、障がい者やひとり親家庭等の福祉向上のため、引き続き経済的に支援することが必要である。	乳幼児等、障がい者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、引き続き医療費助成の補助を行い、福祉の向上に寄与していく。

事業番号 05 01 02 細事業一覧（令和元年度実施事業分） 当初要求 当初予算案 補正予算案 点検

事業名	福祉医療費給付事業	部局	健康福祉部	課・室	健康福祉政策課
-----	-----------	----	-------	-----	---------

細事業 No.	細事業名	H30年度 決算	R1年度 決算
1	福祉医療費給付事業	4,321,222 千円	4,239,868 千円
No.	細事業を構成する主な取組	実施方法	令和元年度 実施内容(実績)
1	福祉医療費給付事業補助金	補助金	市町村が行う乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子に対する医療費自己負担分への助成に要する経費に対し補助 【令和元年度補助実績】 補助対象人員：359,701人 補助金額：4,208,886,000円
2	国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	中学校卒業までの子どもの医療費の現物給付化により生じる国民健康保険国庫負担金等の減額調整額相当額の2分の1を県が負担 令和元年度繰出し金額：30,981,862円